

江南市議会議員政治倫理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、江南市議会議員政治倫理条例(令和3年条例第17号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(審査の請求)

第3条 条例第5条の規定による審査の請求は、審査請求書(様式第1又は様式第2)によるものとする。

(審査請求書等の審査及び受理)

第4条 議長は、審査請求代表者から前条の審査請求書の提出があった場合は、当該審査請求書及び添付された書類その他の物件(以下「審査請求書等」という。)を審査しなければならない。この場合において、審査の請求が条例第5条第1号に規定する市民による場合は、直ちに江南市選挙管理委員会に対し、審査請求署名者名簿に署名をした者が選挙権を有する市民であることの確認を求めるものとする。

2 議長は、審査請求書等に不備があると認めるときは、審査請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

3 議長は、第1項の規定による審査及び確認の結果、審査の請求の要件を満たしていると認めたときは、審査請求書を受理し、審査付託書(様式第3)により速やかに審査会に審査を付託するものとする。

(審査の請求の却下)

第5条 議長は、前条第1項の規定による審査及び確認の結果、審査の請求の要件を満たしていないと認めたとき、又は審査請求代表者が同条第2項の規定による補正の求めに応じなかったときは、審査の請求を却下するものとする。

2 議長は、前項の規定により審査の請求を却下したときは、審査請求代表者に対し、審査請求却下通知書(様式第4)により通知するものとする。

(審査会の委員長等)

第6条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(審査会の委員の除斥)

第7条 審査会の委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その議事に参与することができない。ただし、審査会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(審査結果報告書)

第8条 条例第11条第1項の規定による審査結果の報告は、審査結果報告書(様式第5)によるものとする。

(審査結果通知書)

第9条 条例第11条第2項の規定による審査結果の通知は、審査結果通知書(様式第6及び様式第7)によるものとする。

(審査会の傍聴)

第10条 審査会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(公表の方法)

第11条 条例第11条第2項の規定による、審査結果の要旨の公表は、広報こうなん及び市議会ホームページへの掲載、その他議長が指定する方法により行うものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に議長が定める。

附 則

この規則は、令和3年5月11日から施行する。

様式第 1 (第 3 条関係)

審 査 請 求 書 (市民用)

年 月 日

江南市議会議長 様

審査請求代表者 住所
氏名
電話番号

江南市議会議員政治倫理条例第 5 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり審査を請求します。
また、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき公表するときは、審査請求代表者である私の氏名について公表することに同意します。

記

1. 審査対象議員の氏名
2. 政治倫理基準に違反する疑いの内容
(該当条項：江南市議会議員政治倫理条例第 4 条 号)
3. 政治倫理基準に違反する疑いの根拠

4. 添付書類

- (1) 審査請求署名者名簿
- (2) 政治倫理基準に違反する疑いを証する書類その他の物件

備考

1. 審査請求代表者の住所及び氏名は、直筆によるものでなければならない。

様式第2（第3条関係）

審 査 請 求 書（議員用）

年 月 日

江南市議会議長 様

審査請求代表者 市議会議員

江南市議会議員政治倫理条例第5条第2号の規定に基づき、下記のとおり審査を請求します。
また、条例第11条第2項の規定に基づき公表するときは、審査請求代表者である私の氏名について公表することに同意します。

記

1. 審査対象議員の氏名
2. 政治倫理基準に違反する疑いの内容
(該当条項：江南市議会議員政治倫理条例第4条 号)
3. 政治倫理基準に違反する疑いの根拠
4. 添付書類
(1) 審査請求議員名簿
(2) 政治倫理基準に違反する疑いを証する書類その他の物件

審査請求議員名簿

NO.	署名年月日	氏 名

備考

1. 氏名は、直筆によるものでなければならない。
2. 名簿は、必要に応じて増やすことができる。

様式第3（第4条関係）

審 査 付 託 書

年 月 日

江南市議会議員政治倫理審査会
委員長 様

江南市議会議長 印

下記のとおり審査を付託します。

記

1. 審査対象議員の氏名
2. 審査の付託内容
3. 添付書類その他の物件

様式第4（第5条関係）

審査請求却下通知書

年 月 日

審査請求代表者

様

江南市議会議長

印

年 月 日付けで審査の請求がありましたが、下記の理由により却下します。

記

1. 審査対象議員の氏名

2. 却下理由

様式第5（第8条関係）

審 査 結 果 報 告 書

年 月 日

江南市議会議長 様

江南市議会議員政治倫理審査会
委員長

印

年 月 日付で審査の付託を受けた件について、下記の通り報告します。

記

1. 審査対象議員の氏名

2. 審査の結果

3. 審査会の意見

様式第6（第9条関係）

審 査 結 果 通 知 書（審査請求代表者用）

年 月 日

審査請求代表者

様

江南市議会議長

印

年 月 日付で審査の請求があった件について、江南市議会議員政治倫理審査会において審査した結果は下記の通りでしたので通知します。

記

1. 審査対象議員の氏名

2. 審査の結果

3. 審査会の意見

様式第7（第9条関係）

審 査 結 果 通 知 書（審査対象議員用）

年 月 日

審査対象議員

様

江南市議会議長

印

年 月 日付で審査の請求があった件について、江南市議会議員政治倫理審査会において審査した結果は下記の通りでしたので通知します。

記

1. 審査の結果

2. 審査会の意見

注：この通知書に記載された内容について弁明しようとするときは、この通知書を受け取った日から14日以内に、意見書を議長に提出することができます。なお、意見書の様式は任意とします。